

【未定稿】

○斎藤嘉隆君 立憲民主党の斎藤嘉隆です。

今日は、冒頭、通告をしておりませんけれども、衝撃的な報道がありまして、この件について、国会全体に関わる問題として大臣にお聞きをしたいと思ひますが、何かというと、安倍前総理の桜を見る会をめぐる報道であります。

報道によりますと、特捜部の方で安倍総理の公設秘書が事情聴取を受けたと。その中で、関係者の発言ということで、総理が国会で真っ向から否定をされた桜を見る会への後援会からの支出、補填について、どうやら総額で八百万円を超える補填が安倍氏側からされていたのではないかという報道です。

これ、まあまだこれは捜査段階の中身でありますから明確な答弁はいただけないのかもしれませんけれども、とんでもないことだと思いますよ、これは。時の総理が国会の場で明確に否定していることが、これから捜査次第ではそれが虚偽の答弁だったということが表に出ようとしているんです。これは、我々国會議員としても、もう本当に看過をし難い。一体この場での答弁が本当に信憑性があることなのか、事実でないことを平気で答弁をしているということになってしまいますのですね。

二人にはきちんとした見解を是非持つていただきたい、そのことをお願いを申し上げたいというふうに思います。
閣僚も続けていらっしゃったわけですが、大臣はこの点について、国会との兼ね合いも含めて、どのような思いを現状持つていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣（萩生田光一君） 報道については承知しておりますけれども、報道の段階でござりますので、コメントは差し控えたいと思います。

ただ、政治家それぞれ疑惑を掛けられれば、説明責任果たしていくというのは当然のことだと思います。

○斎藤嘉隆君 橋本大臣、いかがですか、この件について。

○國務大臣（橋本聖子君） 私も、この件につきましては報道で承知をしております。

国會議員として、そして国會議員のその事務所で、それぞれしっかりと説明責任を果たすべきものだというふうに思っております。

○斎藤嘉隆君 とにかくこの国会での答弁が、閣僚の皆さんのは我々はそれは事実だというふうに思っておりました。この状況であつたとしても様々な工夫をすればちゃんとでもう全てそれを受け止めて、自分たちの政策も含めて生かしているわけで、それが事実でないと、虚偽であったということであると、もう全てがひっくり返るわけですね。

これ、今後の捜査の状況を見守りたいと思います。その上で、またしっかり一人の閣僚としてお

一人にはきちんとした見解を是非持つていただきたい、そのことをお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、早速中身に入りますが、橋本大臣に、

先ほどの横沢さんの質問にも絡めて少しお伺いをさせていただきたいと思います。

私は、アスリートファーストの観点からも、是非オリンピック・パラリンピック、来年は実施に向け何とかいい状況が続いてほしいなというふうに思つております。また、組織委員会の皆さん中心に大変御努力をいただいているということを認識をした上で、上で、今の感染の状況を見ることにつき、本当に開催に向けて様々ある障害を乗り越えていけるんだろうかという危惧もどうしても持たざるを得ないわけです。

今、例え感染状況が来年度以降も続していく

と仮定をして、入国者の皆さんワクチン接種とか事前のPCR検査とか、あるいは先ほども大臣からありました参観者の一定の制限などによつて、今の状況であつたとしても様々な工夫をすればオリンピック・パラリンピックについては開催もう十分可能であると、こういう認識でよろしいですか。

○國務大臣（橋本聖子君） 来年の東京大会に向けた最大の課題は、委員御指摘のように、コロナ対策であるというふうに認識をしております。

【未定稿】

令和2年11月24日 文教科学

このため、九月から開催されている国、東京都、大会組織委員会によるコロナ対策調整会議におきまして、議論を進め、実効的な対策を検討しているところであります。これまで五回開催をさせていただきました。そのポイントは、大会に参加するアスリートには検査や行動管理、健康管理など必要な防疫上の措置を講じること、アスリートにおける保健衛生機能や医療体制などを強化すること、ホストタウンは国の手引を踏まえ受入れマニュアルを作成して感染防止対策を実施すること、観客数の上限や外国人観客の取扱いは国内外の感染状況なども踏まえて来年の春までに決定することなどの方針を提示しております。年内を目途に中間整理を行うこととなつております。

○斎藤嘉隆君 分かりました。引き続いての御努力を是非お願いをしたいというふうに思います。

私はもう橋本大臣にはここまで質問とさせていただきますので、もしよろしければ御退席いただいても構いません。

○委員長（太田房江君） 橋本大臣、御退場いた

だいて結構です。

○斎藤嘉隆君 それでは、文科大臣に数点お聞きをしたいというふうに思います。

一点は、大学生への支援についてであります。先日、愛知県内の大学生数名と会いまして話を聞く機会があつたんですが、驚いたことに、そのうちの一人は愛知県内の国立大学に通っているんですけれども、一年生で、まだ一度もキャンパスに足を踏み入れたことがないと、それは本当なのかと聞いても、いや、本當ですと、こういうやり取りだつたんですね。

G.O.T.O.トラベルで国がお金を出して旅行に行けるのに、お金を出して授業を受けたい大学生はキャンバスに入ることもできないし、G.O.T.O.イトでマスクを取つて食事ができるのに、マスクをした大学生は自分の学校の図書館も使うことができないと、こんな状況があつて、大臣も、もうつことができたとの発言をいただいておりまして、しっかりと東京大会開催に向けて努力をしていくたいと考えております。

大学側もコロナ対策などで様々な費用が必要で、経費増も大きな課題だというふうに思いますが、私が負担して、授業料の一時減免ですね、所得に関わりなく一律減免をすべきではないかと思いますが、大臣、御認識はいかがでしようか。

○国務大臣（萩生田光一君） まず、先生御指摘のとおり、入学以来キャンパスに一度も足を踏み入れたことがないという学生が数多くいるのは実態として事実だと思います。私の元にも、文科省の担当にも多くの声が寄せられております。

この間、各大学に対して、是非、もちろんオンライン授業がいけないということを決め付けるつもりはございませんけれども、きちんととしたオンライン授業と対面授業を組み合わせてほしい、そして、学生たちがキャンバスの中で仲間と交流できるような機会というのも上手につくつてあげてほしいということは繰り返しお願いしているのですが、なかなか実行に移していただけない実態もあって、非常に困っている状況にござります。

授業料などの学生納付金について減額を求める声があることも承知をしています。授業料等の学納金は各大学のそれぞれの判断において設定されるもので、例年と異なる授業形態を採用したり、施設の利用に制限を設けたりするのであれば、その必要性や合理性について学生に丁寧に説明し、

私が、問題にしておるのは、大学生たちの声として、大学に通うことができない、であれば、授業料といわゆる学校施設費というような類いのものについて支払うこととに多くの学生が疑問を持っていると、これはもう事実だというふうに思います。

・ 2 ・

【未定稿】

理解を得る必要があると考えております。

すなわち、施設利用料が引き落としされているけれども、その施設つて一度も使ったことないんですけどということを学校に問い合わせている学生さんも大勢いると、図書館利用料が設定されているんですけど、図書館で本も借りられない、こういう状況も承知をしております。

各大学において、様々な手立てを通じて、コロナ禍の中でも質の高い学習機会の確保等に取り組んでいただいていることと承知しておりますが、私としても、先週実施した各大学団体を代表する学長の皆さんとの意見交換の中で、改めて学生の理解、納得を得られるよう、説明などに努めていただくことをお願いしました。さらに、経済的に困窮している学生については、必要な支援が確実に行き渡るよう、様々な支援を行っているところでございます。

文科省としては、各大学等において、学生の目線に立った対応が講じられるよう、参考となる工夫や留意点を整理し発信するなど、各大学における感染拡大の防止と学習機会の確保の両立を促すとともに、大学における学びの継続への支援を着実に行ってまいりたいと思いますが、今御提案の一法律費を仮に国費で負担をするということになれば、じゃ、元々の学費の合理的説明、正当性といふのはどうするかとも出てくると思いま

ます。私が許可をした学費であれば、そこはまた皆さんに御理解いただくこともできると思うんですけども、私立含めて学費の設定は自由でござりますので、それを仮に一律ということになれば、これは国民の皆さんの中なかいただけないのではないか。まずは、一義的には各学校が学生に寄り添つていただいて、様々な手立てをしていただきたいな、そんなふうに思っております。

○斎藤嘉隆君 もちろん、一律で金額を定めてしまうことではなく、やっぱり大学を通じて、そういったことが各大学の工夫によって可能になるような施策も検討していくべきではないかなというふうに思っています。

大学生の修学支援制度について、これ、安倍前総理肝煎りの大学無償化政策ですけれども、資料の方も用意をしましたが、四人世帯で年収二百万以上三百万円未満、三分の二、それ以下については授業料全額免除、三百八十万円未満は三分の一免除というのがあります。これまでもいろいろ議論をさせていただきましたが、これ以上の中间層世帯への支援が、国レベルでは明確なものがないというふうに認識をしています。授業料減免の年収が昨年度より引下げになつていていう状況もあって、昨年は減免対象であった学生が今年は減免されないという事例も出ていて、先ほど申し上げた声もどうしても大きくなっているのかな

というふうに思っています。

でも、よく分からいんですけど、十一月十六日時点での、一次補正、二次補正の執行率を見るところ、家計急変家庭の学生に対する支援七億円、これは執行率四三%だと認識していますし、困難学生に対する支援百五十一億円のこの二次補正、これは執行率一六%なんですね。これはなぜこんな状況が生まれているんですか。

○政府参考人（伯井美德君） 家計急変をした世帯の困窮学生への授業料減免についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、まず、今御指摘いただきました本年四月に開始した高等教育の修学支援新制度において支援をするということとしておりまして、その上で、各大学が独自に行う授業料減免について、補正で支援をするというう立付けてございます。

令和二年度補正予算に計上した国立大学、私立大学が独自に行う授業料減免への支援につきましては、各大学の実施実績を踏まえて予算配分を行うということでございまして、ただいま御指摘いただきましたように、国立大学については前期実績分として約三・六億、執行率は約七%、私立大学については通年の実績見込みとして約二十四億円、これの執行率は約二五%となつております。

これは、令和二年度の補正予算につきましては各大学が十全に対応できるよう予算を計上したと

【未定稿】

ところでございまして、結果としては、現段階では執行率が低くなつたと考へていますが、後期の授業料減免につきましても、しつかり対応できる分の予算が確保できているというふうに考えております。

今後も予断を許さない状況であると考えておりますので、新型コロナウイルスの影響で学生等が修学を断念することがないよう、引き続き、大学と一緒にながらしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○斎藤嘉隆君 先般も少しお話をさせていただきましたけれども、十月中旬に学費の納入期限というのが多くの学校であつて、それが、ちょっと期限が延長しているというような学校も多いんですね。アルバイトもできませんし、少しずつ対面授業が増えている、例えば東京の学生が、リモートのときは地元に帰つて自宅にいたけれども、対面が増えてきたので下宿先に戻つてという学生も増えています。生活費や家賃の負担も増えているのも事実です。これからだと思いますね、本当に支援が必要なのは。

今局長おつしやつていただいたように、後期の

この支援についてもう少し、何というか、計画的に実情踏まえて是非やつていただきたいと思います。一〇〇%執行して当たり前だと思いますし、大学とも連絡密にしていただいて、あるいは大学

生への周知も含めてしつかりやつていただきたいと、このことは要望をさせていただきたいというふうに思ひます。

続いて、もう今日は余り時間がないのでちよつと駆け足で次の話をさせていただきます。

学校における教職員の働き方改革について少しお伺いをします。

改正給特法、今年から施行されて、月四十五時間、年間三百六十時間という時間外勤務、在校等時間の上限が指針で示されています。法案策定時、大臣とも随分質疑をさせていただきましたけれども、二〇二〇年度から各自治体が条例を定めて、規則、上限指針の策定をした上でないと、この法改正そのものは成就しないんだということを、私も、大臣とのやり取り、改めていろいろ読み返している中で、明言をさせていらっしゃいます。全ての自治体で条例、規則、策定をされるように全力で努力をするというふうに大臣おつしやつていて、市が六十県市、全体の九〇%、それから規則についてお願いをさせていただくなど、条例等の整備について働きかけてきた結果、これは本年六月度中までに整備済みないしは予定である都道府県市が六十県市、全体の九〇%、それから規則について、令和二年度中までに整備済み、整備予定である都道府県市が六十五県市、全体の九七%となり、これ重複がございますので、自治体ベースで見ますと、ほぼ全ての都道府県、指定都市、六六県市、九九%において令和二年度中に条例又は規則の整備がなされる予定であると承知をしております。

○政府参考人（瀧本寛君） 昨年の臨時国会においてお認めいただきました改正給特法により、教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げし、本年一月十七日に指針を告示として公示し、本年四月一日より施行し

ております。

文部科学省としては、勤務時間管理を適正に行なうためにも、都道府県、指定都市において条例で上限方針を根拠付けた上で、市町村教育委員会の規則等において上限方針を定めていただきたいと考へております。

指針の公示以降、例えばということですが、本年一月に、大臣自ら直接全国の都道府県、指定都市の教育長会議等などにおいて法改正の趣旨等についてお願いをさせていただくなど、条例等の整備について働きかけてきた結果、これは本年六月度中までに整備済みないしは予定である都道府県市が六十県市、全体の九〇%、それから規則について、令和二年度中までに整備済み、整備予定である都道府県市が六十五県市、全体の九七%となり、これ重複がございますので、自治体ベースで見ますと、ほぼ全ての都道府県、指定都市、六六県市、九九%において令和二年度中に条例又は規則の整備がなされる予定であると承知をしております。

文部科学省としては、条例や規則等が本法律の趣旨や目的に沿つたものとなることが必要不可欠であると考えておりますし、各都道府県においても同じ思いを共有して条例等の制定に取り組んで

【未定稿】

いただけるよう、今後も引き続き今回の改正の趣旨あるいは意義の周知徹底をしっかりと図つてまいりたいと考えております。

以上です。

○斎藤嘉隆君 これは、教育委員会や管理職によつて虚偽の在校等時間を記録するように求められたところがあると、こういう報道がありました。あつてはなりませんけれども、現場の生の声を聞くと、正直に記録をすると上限を超えてしまうので仕方ないと、擁護する声さえ出ているんですね。業務が減つていないので時間も減らすと言われても、それは無理だという、もう現実的なこういう声があるんです。

これ、業務をどう削減していくのか。これ、文科省さんは工程表も示されていて、この業務削減に言及をされていて、工程表を見ると、二〇一九年から二〇二一年にかけて学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整を徹底すると、こういうようになつています。コロナなどで今明らかに業務が付加をされているんですね。それから、GIGAスクールとか、いわゆる英語教育などの研修もこれから増えていくと思われます。付加は増え続けているけれども、相変わらずスクラップされたことが何なのかよく分からぬんです。

この工程表でいうスクラップ・アンド・ビルド、何をスクラップこの間されてきたのか、いかがですか。

○政府参考人（瀧本寛君） お答え申し上げます。学校における働き方改革を進めていくためには、委員御指摘のとおり、これまでのビルド・アンド・ビルドで学校現場に求め続けてきた姿勢をいま一度見直しをして、学校に求めていた業務削減を文部科学省自らが実行していくことが不可欠だと考えております。

特に、このコロナ禍におきましては、感染症対応のために学校の働き方改革が頓挫することがないよう、学習の遅れを取り戻すための補習や消毒作業、健康観察等、純増した業務に対しても着実に負担軽減を図るため、学習指導員やスクールサポートスタッフ等の外部人材の大規模配置を進めるとともに、学校向け調査の数も約半数まで、これ、国、文科省の調査、九つでございますが、精選を行わせていただき、少なくとも本年度については中止という判断をさせていただいたところでござります。

また、教師が授業など教師でなければできないことに集中できるようにするために、昨年一月の中教審の答申において、これまで学校や教師が担つてきた代表的な業務について、基本的には学校以外が担う業務、あるいは学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、さらには教師の業務

ではあるけれども負担軽減が可能な業務に分類をして教師の業務の適正化を図ることが提言されており、これらの取組が着実に学校現場で進むよう、昨年度、全国全ての教育委員会に対して取組状況の調査を実施し、設置者別の結果公表あるいは好例の展開等を通じて取組を促しております。

この働き方改革の調査については、本年度も現事例の展開等を通じて取組を促しております。また結果の公表ないしは、このコロナ禍ではありますけれども、好事例の展開等には努めてまいりたいと考えております。

また、こうした状況については、萩生田大臣が本部長を務めております学校における働き方改革推進本部において、学校や教育委員会からの業務削減に関する要望等を踏まえまして、部活動の改革あるいは免許更新制の検証、学校向けの調査の更なる削減等について検討し、取組を進めているところでございます。

私の方からは以上です。

○斎藤嘉隆君 濟みません、今の件に、もう時間ないので、ちょっとコメントしたいんですけどやめておきますね。

大臣に最後、もう一点お伺いをしたい。改正給特法五条、変形労働についてなんです。

上限指針がきちんと機能することを前提に導入をするんだと、上限が遵守できなければ教委単位

【未定稿】

での変形労働の活用を取りやめると国会で答弁をなされていらっしゃいました。今、コロナ禍も含めて、来年からこの変形労働制導入できる状況なのかどうか、非常に微妙などころだというふうに思つております。

変形労働は学校ごとの要望によつて活用を進めるものというふうに認識をしておりまして、各学校が学校の実情に応じて活用するものであつて、教育委員会はそれを導入できる環境をつくつていただくと、状況をつくると、一方的に指示をするような種類のものではないというふうに認識をしています。

大臣、こういう御認識でよろしいですね。もう何度も答弁もいただいたんですが、ちょっと確認をさせてください。

○国務大臣（萩生田光一君） まず、このコロナ禍にあつて、学校の先生方が本来業務以上に様々な課題に真正面から取り組んでいたいていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

仕組みについては、今先生もおつしやつたとおりでございまして、各校長が各教員とよく対話の上で各学校単位で活用がなされる制度だというふうに承知をしております。

○斎藤嘉隆君 終わります、時間ですので。ありがとうございました。